

平成 25 年 1 月 24 日

法制審議会刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会
部会長 西田典之 様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 川崎洋子



自動車運転による死傷事犯の罰則整備に関する要望

貴職におかれましては、自動車運転の死傷事故を防ぐための法整備のご検討にご尽力いただきありがとうございます。

当会は精神疾患をもつ人の家族会の全国団体です。現在、貴部会で、無免許運転、飲酒や薬物、一定の病気の影響で起こした事故への罰則適用について検討されていますが、精神疾患を持つ人の生活に大きな影響があると考えます。

第5回（1月16日）の試案では、自動車運転で死傷事故を起こした人の罰則対象として、アルコールや薬物の影響のほか、「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響」によって起こした事故が対象に入っています。対象として政令で定める病気は、道路交通法、道路交通法施行令に基づく内容となっております。

統合失調症、そううつ病など精神疾患をもつ人の多くは、医師の指導のもと適切に服薬し、病気とつきあいながら生活しています。自動車の運転についても、医師と相談し安全に運転しています。個別の病名を挙げて罰則を設けることは、その病気とつきあいながら生活している人全体に影響を与えることになり不適切と考えます。

また、罰則を設けることにより、運転免許更新の際、医師により運転を控えるよう助言を受けている人の未申告が懸念されむしろ逆効果と考えます。交通事故防止のための広報を徹底し、医師の指導のもと適切な運転がなされるような方策を推進していただきたいと思います。

今回の罰則整備について、以下のとおり要望をいたします。

記

自動車運転に係る死傷事犯の罰則整備について、特定の疾患名を対象に挙げた罰則とせず、また、罰則適用について個々の状況を慎重に審議し摘要の可否を判断するよう、慎重に審議してください。

以上